

相模原市スポーツ施設ネーミングライツ事業サウンディング型市場調査実施要領

1 調査の趣旨

現在本市におきましては、スポーツ施設のネーミングライツ事業（施設に企業名等の愛称を命名する権利を付与するもの）に関する検討を進めており、当該調査を通じてネーミングライツ事業の市場性や命名権料の適正性等に関して民間事業者の皆様からご意見を伺い、効果的な事業の実施に役立てたいと考えておりますので、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

2 調査の内容

(1) 事業名

相模原市スポーツ施設ネーミングライツ事業

(2) 事業概要

市内スポーツ施設のネーミングライツスポンサーを募集するもので、別添「資料1 相模原市スポーツ施設ネーミングライツ事業 募集要項案」をご参照ください。

また、市内の主なスポーツ施設については、別添「資料2 市内の主なスポーツ施設」をご参照ください。

(3) 対話内容（お伺いしたい事項等）

スポーツ施設のネーミングライツ事業を進めていくにあたり、主に以下の項目について、ご意見やご提案等をお伺いしたいと考えています。

本市スポーツ施設のネーミングライツに係る市場性等について

対象となりうるスポーツ施設やその命名権料について

事業実施の仕様や募集要項案について

(4) 対象者

本市スポーツ施設のネーミングライツ事業に関心のある事業者や広告代理店

3 対話までのスケジュール

(1) 申込み

別紙「エントリーシート」に必要事項を記載しEメールまたはFAXにて、期日までに「5 問い合わせ先」相模原市教育委員会教育局生涯学習部スポーツ課へお申込みください。

【申込期限】平成30年10月12日（金）午後5時まで

(2) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日 時】申し込み後から平成30年10月19日（金）までの期間で、30分から1時間程度。（対話参加の申込み後、別途調整いたします。）

【場 所】相模原市役所本庁舎内の会議室を予定しております。

(3) 対話結果の公表

10月末（予定）

4 留意事項

- (1) 対話への参加実績や対話内容については、実際の事業実施における有利・不利の影響等は一切ありませんのでご了承ください。
- (2) 対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。
- (3) 対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、事前に公表内容を提案者に対し確認させていただきます。(「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります)
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、本調査に参加することはできません。
 - ア 相模原市暴力団排除条例(平成23年12月26日条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有する)と認められる者
 - イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は同条第2項に違反している事実がある者

5 問い合わせ先

連絡先：相模原市教育委員会教育局生涯学習部スポーツ課

所在地：相模原市中央区中央2-11-15

電話番号：042-769-8288

F A X：042-754-7990

E-mail：sports@city.sagamihara.kanagawa.jp